

# 田辺市重度障害者等医療費受給資格要件

65歳未満で身体障害者手帳3級以上（療育手帳A、特別児童扶養手当1級含む）を取得し、下記の所得制限額未満であれば対象となります。（ただし、平成18年7月31日以前に手帳を取得した方については、年齢制限はありません。）

## ① 身体障害者手帳1・2級・療育手帳A・特別児童扶養手当1級の方

【受給内容】 外来もしくは入院の際、保険適用内の医療費について自己負担額が無料。

【所得制限額】 (単位：円)

| 扶養親族等の数 | 限 度 額     |              |
|---------|-----------|--------------|
|         | 本人の所得(A)  | 扶養義務者等の所得(B) |
| 0人      | 4,596,000 | 6,287,000    |
| 1人      | 4,976,000 | 6,536,000    |
| 2人      | 5,356,000 | 6,749,000    |
| 3人      | 5,736,000 | 6,962,000    |
| 4人      | 6,116,000 | 7,175,000    |
| 5人      | 6,496,000 | 7,388,000    |

※ 扶養義務者（B）とは、配偶者や同一世帯内の者または健康保険における被保険者若しくは税法上の扶養者です。

※ 制度対象の方が8月1日現在で20歳に到達していない場合は、制度対象の方を監護する父若しくは母若しくは養育者の方の限度額は（A）欄の額となります。

※ 所得の範囲及び控除額等詳細につきましては、別途お問合せください。

## ② 身体障害者手帳3級の方

【受給内容】 入院時の保険適用内の医療費について自己負担額が無料。

【所得制限額】

本人及び扶養義務者の市町村民税所得割が非課税（均等割のみ課税の場合は可）であること。

※ 扶養義務者とは、配偶者または同一世帯内の方、健康保険における被保険者及び税法上の扶養義務者です。

### 受給資格の更新時期について

当該年の8月1日から12月31日までの資格は前年の所得、1月1日から7月31日までは前々年の所得により判定します。

毎年8月に受給者証の更新を行いますので、判定以前に所得判定等により資格がなく、新年度より資格の取得が可能と思われる方につきましては別途ご連絡願います。

【お問い合わせ】

田辺市 保険課 医療係

☎ (0739) 26-9926